

そこが知りたい！

## 太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 租税条約締結の新潮流～日本とブルネイ・ダルサラーム国～

2007年11月に正式交渉が開始された「日本-ブルネイ・ダルサラーム国（ブルネイ）租税条約」が、2009年1月20日、東京において署名されました。

### ブルネイの経済状況・税制

ブルネイは、東南アジアのカリマンタン島（ボルネオ島）北部に位置するイスラム教国です。石油・天然ガスの資源が豊富で、経済は非常に潤っています。日本はブルネイにとって最大の貿易相手国であり、日本にとってもブルネイは天然ガスの輸入相手国第5位（2006年）です。ブルネイは、他のアジア諸国に比べて所得水準が高く、法人税率30%は我が国と同水準ですが、将来の石油資源枯渇に備えて外資誘致のために様々な投資優遇政策が用意されています。例えば、投資奨励法により「パイオニア産業証明書」を交付された企業には、最大5年間法人税が免除される場合があります。また、個人所得税や消費税がなく、個人事業者や法人格のない組合（パートナーシップ）事業にも所得税は課せられません。

### 日本・ブルネイ租税条約のポイント

投資所得に対する限度税率が、下表のとおり定められました。投資所得に対する源泉地国の限度税率を、国内法を下回る税率に制限することにより、ブルネイからの投資を呼び込む効果があるものと期待されます。

所得区分		新条約
配当	親子会社間（持株割合10%以上）	5%（6ヶ月間の保有要件あり）
	その他の場合	10%
利子	特定の政府機関または金融機関等	免税
	その他の場合	10%
使用料		10%

### 現在交渉中の租税条約から見る今後の展望

ブルネイ以外にも、クウェートとの租税条約が2009年1月13日に基本合意に達しました。サウジアラビアとの租税条約締結交渉も、既に正式に開始されています。両国は、ブルネイと同様に産油国であり、とりわけクウェートは、条約締結を前提に、クウェートの政府系ファンドであるクウェート投資庁（KIA）が対日投資残高を現在の最大3倍に引き上げたことが報じられています（2008年8月4日日本経済新聞）。クウェートに限らず中東の政府系ファンドを中心に対日投資姿勢の高まりは、巨大に積み上がったドル資産を他通貨へ分散する意図があるものと見られますが、我が国との租税条約締結が、これらの投資を後押しすることが期待されます。

### お見逃しなく！

- ・ 新条約は、両国においてそれぞれの国内手続が完了した後、それを通知するための外交上の公文の交換をした後30日目に発効します。
- ・ 新条約は、2009年中に発効した場合には、2010年1月1日以降順次適用されます。